

羽生市教育振興基本計画

教育は市民サービスの最先端

5 S (ファイブエス)

Sagacity	Swift	Sincerity	Service	Smile
<u>賢明な判断</u>	<u>迅速</u>	<u>誠実</u>	<u>奉仕</u>	<u>微笑み</u>

羽生市教育委員会

羽生市教育振興基本計画の策定にあたって

～教育は市民サービスの最先端～

近年、少子化や核家族化による家族構成の変化、地域での人間関係の希薄化、また物質的豊かさを求める価値観の変化など、子どもたちを取り巻く生活環境は刻々と変化し続けています。

さらに、親や友人と人間関係をうまく築けない子どもや集団生活になじめない子ども、我慢する力や善悪を判断する力の弱い子どもが増えており、不登校やいじめ問題など様々な課題が生じています。

このような状況の中、子どもたちが夢をもち、その夢の実現を図ることができるよう体系的かつ効果的な教育行政の展開が求められており、子どもたちは家庭、学校、地域の中で成長していくことから関係者が相互に連携、協力していくことが大切です。

平成18年12月には、教育基本法が約60年ぶりに改正され地方公共団体もその地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定することが定められました。

本市におきましては、これまで羽生市総合振興計画に体系づけられた教育に関する諸施策に取り組んできましたが、社会状況の変化や教育基本法の趣旨に則りこのたび羽生市の特色ある教育を生かした「羽生市教育振興基本計画」を策定することとしました。

この計画では、“教育は市民サービスの最先端”として捉えその理念の具現化を目指します。

今後は、この「羽生市教育振興基本計画」を本市教育の羅針盤とし、家庭・学校・地域そして行政がそれぞれの役割を担うだけでなく、一層の連携を図りながら教育行政の総合的かつ効果的な展開を図っていきたいと考えています。

市民の皆様におかれましては、本計画の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

羽生市教育委員会

目次

第1章 総論

I	はじめに	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	3
3	計画の期間	3
II	教育を取り巻く社会の動向	4
III	羽生市教育の現状と課題	6
IV	羽生市の目指す教育の姿	8
1	基本理念	8
2	基本方針	8
3	基本目標	9

第2章 施策の展開

	施策の体系	12
	基本目標Ⅰ 信頼される学校づくりの推進	
1	生きる力をはぐくむ学校教育の推進	16
2	教師力・学校力の向上	18
3	学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり	20
4	学校給食の充実と食育の推進	22
5	教育環境の整備・充実	24
6	安全・安心な学校づくり	26
7	高等教育機関等との連携	28
	基本目標Ⅱ 人権を尊重する教育の推進	
1	学校における人権教育の推進	30
2	社会教育における人権教育の推進	32
3	ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進	34

基本目標Ⅲ 生涯学習の推進と文化活動の活性化

- 1 市民の学習機会の充実 36
- 2 生涯学習環境の整備・充実 38
- 3 図書館・郷土資料館の充実 40
- 4 文化財の保護・活用と芸術文化の振興 42
- 5 青少年の健全育成の推進 44

基本目標Ⅳ 生涯スポーツの振興

- 1 スポーツに親しめる環境づくり 46
- 2 スポーツ・レクリエーション機会の提供 48
- 3 スポーツ・レクリエーション団体の育成 50
- 4 優秀なスポーツ選手の育成 52

第3章 計画の推進

- 1 計画の点検・評価の実施 56
- 2 数値目標等 57

資料

- 策定の経緯 60
- 羽生市教育振興基本計画策定会議設置要綱 61

第1章 総論

I はじめに

1 計画策定の趣旨

平成18年12月に、制定から約60年を経て教育基本法が改正されました。この改正教育基本法では、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、個人の尊厳などの普遍的な理念や、道徳心、自律心、公共の精神といった、今後重視すべき理念が明確に示されました。同時にこれらの理念の実現に向け、国は、平成20年7月に教育振興基本計画を策定しました。教育基本法第17条第2項では「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定しています。

このことを受け、埼玉県では、平成21年2月に、埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を策定しました。

近年、人口減少、少子高齢化、核家族化の進行や経済情勢、雇用情勢の変化など社会状況は大きく変化しています。また、国際化、高度情報化の進展、地球環境問題の深刻化などにより、教育が担うべき役割や範囲が高度化、多様化しています。

また、平成23年3月の東日本大震災の影響を受けて、地域の絆の重要性が改めて認識され、安全・安心な教育環境の実現と、学校・家庭・地域のより一層の連携に向けた取り組みが求められています。

本市では、これまで毎年度、教育行政重点施策を策定し、教育に関する各種施策の推進に努めてきましたが、こうした状況を踏まえ、教育振興のための中長期的視点から取り組むべき施策の体系を明らかにし、着実に推進していくことが求められています。羽生市教育振興基本計画は、こうした背景の中、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、将来的な方向性や今後の5年間に重点的に取り組むべき施策を示すものです。

2 計画の性格

(1) 羽生市の教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、国の教育振興基本計画（第1期：平成20年度～平成24年度、第2期：平成25年度～平成29年度）及び埼玉県教育振興基本計画（第1期：平成21年度～25年度、第2期：平成26年度～30年度）を参考にしつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

(2) 羽生市総合振興計画を踏まえた教育分野の計画

第5次羽生市総合振興計画「ひと輝くまちづくりプラン」（後期基本計画：平成25年度～29年度）を踏まえた、教育行政分野における計画です。

3 計画の期間

平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間です。

[参考]

教育基本法 抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

II 教育を取り巻く社会の動向

教育を取り巻く社会の動向として、(1) 少子高齢化の進展 (2) 能力発揮機会の不均等 (3) グローバル化とICTの発達・普及 (4) 地球規模の問題の進行 (5) 地域コミュニティの弱体化 (6) 防災意識の向上 があげられます。

(1) 少子高齢化の進展

わが国の総人口は今後数年のうちに減少に転じ、高齢化も急速に進んでいく見通しです。本市の人口は、近年5万7千人弱で推移していますが、国の総人口の減少と同様に、人口が減少することも予想されます。

本市における高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、平成5年には13.51%でしたが、平成25年（2013年）では23.73%に達しており、今後、さらに高齢化が進む見込みです。

少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、経済規模の縮小や労働力の低下、社会保障費の増大などが懸念されています。このように先行き不透明な中で、若い世代にも将来への不安が広がっています。

今後、人口が減少し少子高齢化が進展していく中で、誰もが社会的に自立し、持てる能力を最大限発揮できるように取り組むことが求められています。

(2) 能力発揮機会の不均等

少子高齢化による社会の活力の低下と同時に、新興国の台頭などにより国際競争が激化する中で、我が国をめぐる経済環境は厳しさを増しています。さらに、就職のミスマッチなどを背景に若年層の失業率や非正規雇用の割合が増加しています。

こうした状況において、経済的格差が教育の格差につながり、子どもたちの学力や進路選択にも影響を与え、更なる格差を生み出すといった格差の固定化が懸念されています。

すべての人々には、意志や能力に応じ力を発揮する機会が等しく与えられなければなりません。その責務は本人や家庭だけではなく社会全体として分かち合うことが求められています。

(3) グローバル化とICTの発達・普及

グローバル化やICTの発達・普及に伴い、人・情報・経済などが国境を超え流動化し、変化が激しい社会に移行しています。特にソーシャル・

ネットワーキング・サービスなどによる情報共有はかつてないスピードで進んでおり、政治情勢にまで大きな影響を与えるようになっていきます。

新興国の台頭や企業の海外展開などにより国際的な経済競争は一層激しさを増しています。

現在、グローバル化の進展に対応することができる高度な知識及び能力を有し、かつ、世界的規模で活動することができる人材の育成が求められています。

また、外国籍市民の多様な価値観を受容し、それぞれの能力を発揮しながら共に生きる多文化共生社会の形成が求められています。

(4) 地球規模の問題の進行

環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教間の紛争など、人類全体で取り組まなければならない問題が山積しています。経済規模の拡大、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、物質的な豊かさと利便さをもたらす一方で様々な問題を引き起こしてきました。

ライフスタイルや社会経済システムの転換により持続可能な社会を構築していく必要性が指摘されています。

(5) 地域コミュニティの弱体化

都市化や家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより人間関係が希薄化しており、規範意識や家庭・地域の教育力などが低下しています。

一方で、東日本大震災をきっかけとして助け合いや地域コミュニティを軸とした支え合いが見られるなど、“人の絆”の大切さが強く認識されています。

地域社会が発展していくためには、住民自らが主体的に社会に関わり、共に支え合っていくことが求められています。

(6) 防災意識の向上

平成23年3月の東日本大震災を受け、国全体で防災に対する意識が高まっています。

国では、防災基本計画の一部修正を行い、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しを行いました。

安全に学ぶことができる施設設備の改修や災害時に迅速に対応できる防災体制の整備が必要となっています。

Ⅲ 羽生市教育の現状と課題

教育を取り巻く社会動向を背景に、本市の教育課題として、(1) 学校教育 (2) 人権教育 (3) 生涯学習・文化活動 (4) スポーツ・レクリエーション の4つに大きく整理することができます。

(1) 学校教育

本市は、小学校11校、中学校3校を設置しており、地域の特性や児童生徒の実態等に応じて地域と連携し、学習指導要領の趣旨を生かしながら特色ある教育活動を推進しています。

また、若手教職員の指導力の向上に取り組むとともに、学校評価及び人事評価制度を導入し、学校の教育活動の活性化を図り人材の育成を進めています。

本市の児童生徒の学力は、埼玉県小・中学校学習状況調査や教育に関する3つの達成目標の学力調査結果によると、基礎的な学力は定着していると考えられます。しかし、自分の考えをまとめ、表現する力など課題を解決するための応用力や発展的な学習について課題があると考えられます。

今後は、学んだ知識や技能を活用するための思考力、判断力、表現力等を育むとともに、子どもたちに学習に対しての目的意識や興味・関心をもたせ、学習意欲を向上させることが必要です。

また、これまで以上に一人一人の成長に着目し、「生きる力」を確実に伸ばす教育を展開する必要があります。

(2) 人権教育

21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、様々な人権問題が発生しています。

本市では、教育行政重点施策の中に「人権を尊重する教育の推進」を掲げ、同和問題をはじめ様々な人権問題を正しく対処できる児童・生徒の育成を目指すとともに、学校において人権教育全体計画や年間指導計画をもとに、あらゆる教育活動をとおして人権教育を推進しています。

人権問題に対する理解も進んできた一方で、それが具体的な態度や行動に結びついていないことが人権教育上の課題であり、特に他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性等の育成が必要です。さらに、個別の人権課題の学習によって豊かな人権感覚を育む必要があります。

(3) 生涯学習・文化活動

本市では、市民の多様な学習ニーズに応えるため、公民館、図書館などの施設において様々な学級・講座等を開催しています。

また、高齢者大学、放課後子ども教室など各種事業を推進するとともに、学習情報の提供、団体・グループ等の支援に努めています。

いつでも、どこでも、誰もが気軽に参加できる、また学ぶことのできる機会を今後も提供し、自主的な生涯学習活動が活発になるよう支援していくとともに、市民の学習成果が地域へ還元され地域における学びの循環が図られることが必要です。

市民が自らの年齢、興味、目的に応じてスポーツ活動に親しめるよう、多様化した課題やニーズに対して積極的、かつ、総合的に取り組む必要があります。

文化活動については、町の発展とともに、盛んに行われてきたことから、その拠点となる文化施設が充実しています。

近年では、新たに文化活動に参画する若い世代の減少が課題となっており、施策面での充実と活用が必要です。

(4) スポーツ・レクリエーション

日常生活で体を動かす機会が減少する中であって、体力の向上がストレスの解消、生活習慣病の予防さらには地域の連帯感の醸成という観点からも、生涯にわたりスポーツに親しむことができる機会を拡充していくことが求められています。

活動拠点となる市体育館、中央公園野球場、テニスコート、陸上競技場等では、多くの市民がスポーツの日常化に努めているほか、市民体育祭などの開催により、スポーツ・レクリエーションを通じた市民交流が行われています。

だれもが健康で、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場の提供とともに、多様化するスポーツ・レクリエーション活動を支える団体や指導者の育成など、地域に根ざした生涯スポーツの推進体制を確立していくことが求められています。

IV 羽生市の目指す教育の姿

1 基本理念

教育基本法において、「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（第1条）と示されています。

これからの社会において、羽生子どもたちが自立し、自らを律しつつ、他者との関係を深めながら人生を切り拓き幸福な生涯を実現するとともに、本市の将来を担い、わが国の持続的な発展を支える上で、教育の使命は重要です。

この使命を果たすため、羽生市教育振興基本計画では、本市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、次の基本理念を掲げます。

教育は市民サービスの最先端

～5 S（ファイブエス）～

Sagacity（賢明な判断）・Swift（迅速）・Sincerity（誠実）

・Service（奉仕）・Smile（微笑み）

2 基本方針

基本理念を踏まえて、施策を実施していくにあたり、次の2つの基本方針で取り組みます。

『創造力と豊かな心・たくましさと健やかな身体を培う教育を目指します』

- ・心豊かに、たくましく生きる力などを育成する学校教育の推進、高等教育等を受ける機会の確保や連携強化を行います。

『次代を担う個性豊かなまちづくりを目指します』

- ・将来を担う人材を育成するため、家庭教育や幼児教育を充実するとともに、生涯にわたる学習意欲に応えるために、多様な学習機会の提供、芸術・伝統文化及びスポーツの振興を図ります。

3 基本目標

○基本目標Ⅰ 信頼される学校づくりの推進

特色ある教育を推進し、教員の指導力の向上、学校・家庭・地域の三者相互の連携を強化するとともに、教育環境の整備を推進し、信頼される学校づくりを推進します。

○基本目標Ⅱ 人権を尊重する教育の推進

一人一人が人権尊重の理念を正しく理解し、お互いを思いやる豊かな人権感覚を身に付け、人権問題を解決しようとする積極的な態度を育てる人権教育を推進します。

○基本目標Ⅲ 生涯学習の推進と文化活動の活性化

学びの機会を提供し、自主的な生涯学習活動が活発になるよう支援していくとともに、その学習成果を地域へ還元することができる生涯学習社会づくりに努めます。

多様な芸術文化活動を支援するとともに、市民が芸術文化に触れることができる機会の充実を図り、文化的・歴史的資産を未来に継承するための啓発活動に努めます。

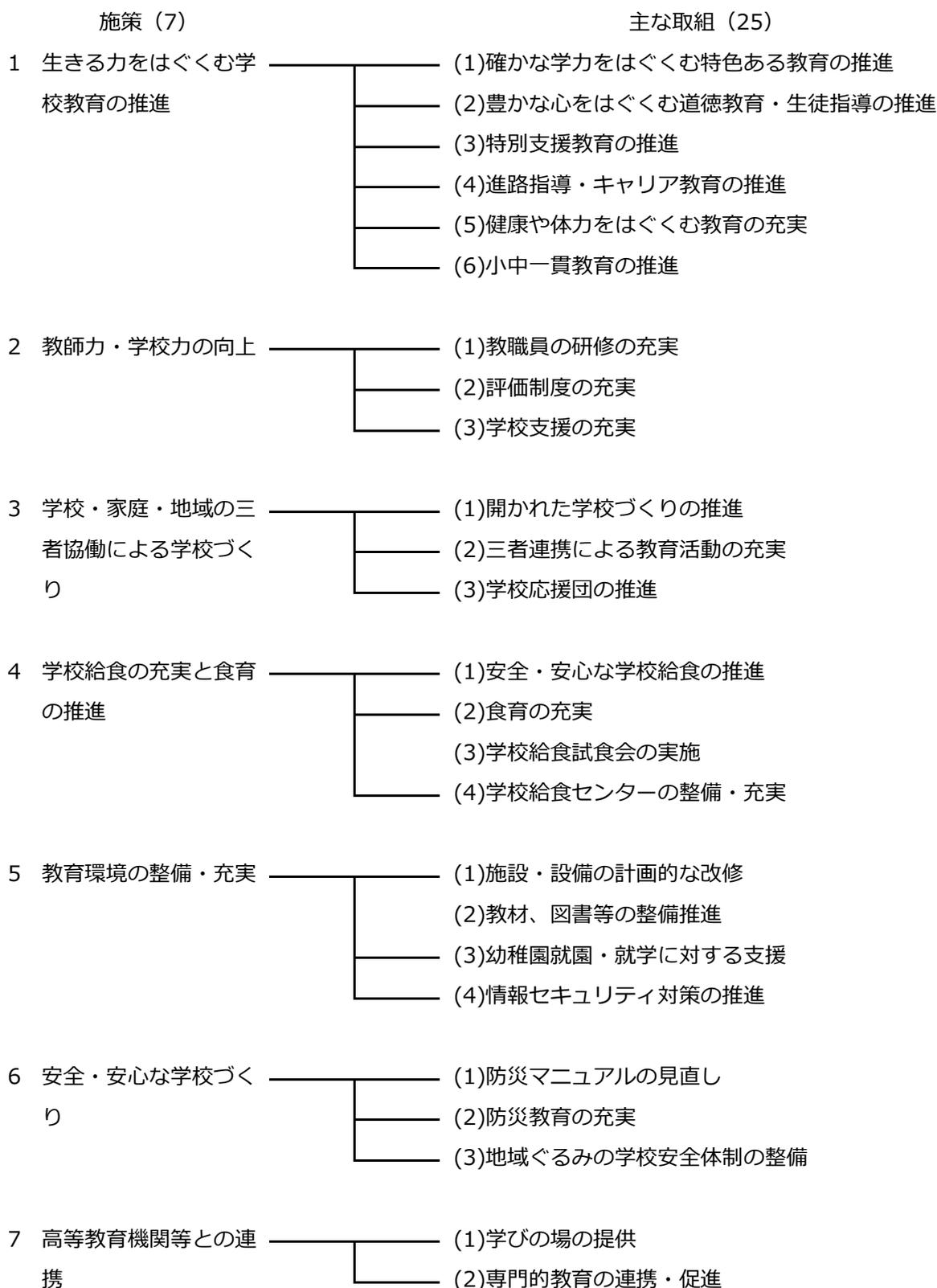
○基本目標Ⅳ 生涯スポーツの振興

スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる各種団体の活動を支援するとともに、誰もが健康で、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

第2章 施策の展開

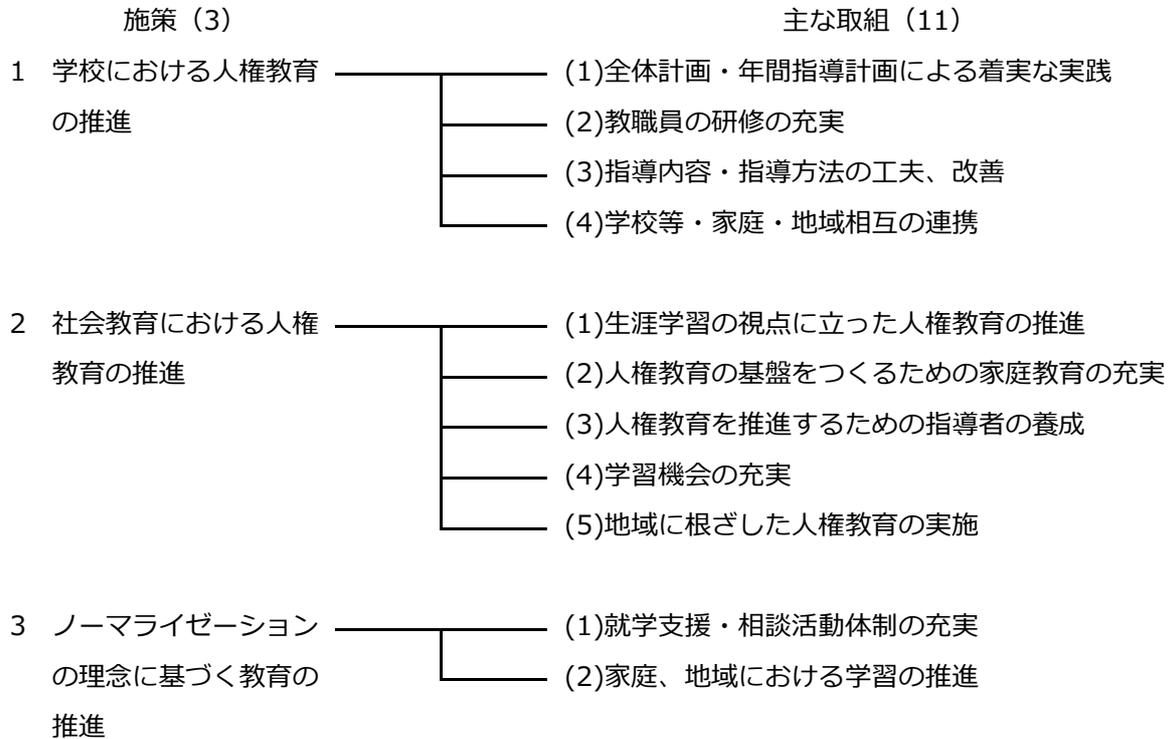
施策の体系

■基本目標Ⅰ 信頼される学校づくりの推進



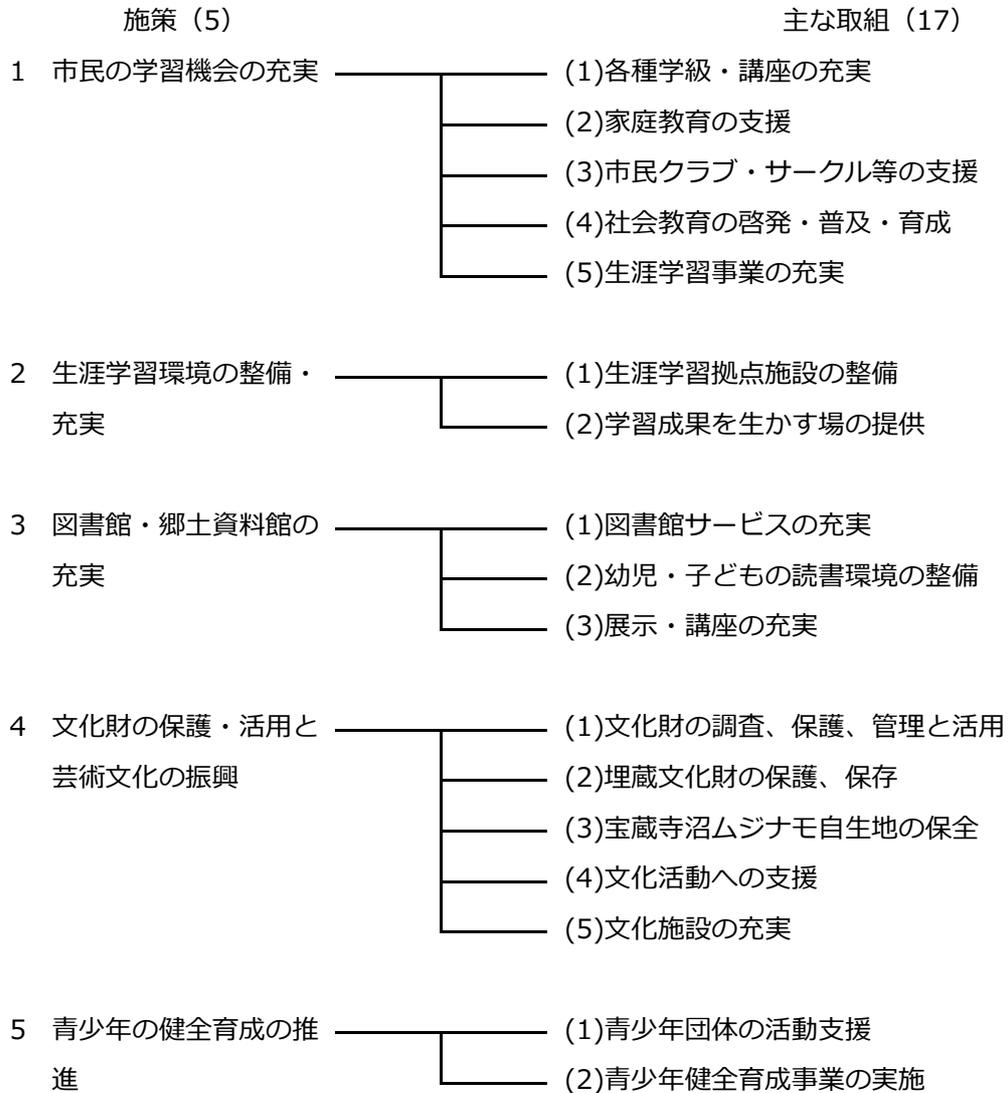
施策の体系

■ 基本目標Ⅱ 人権を尊重する教育の推進



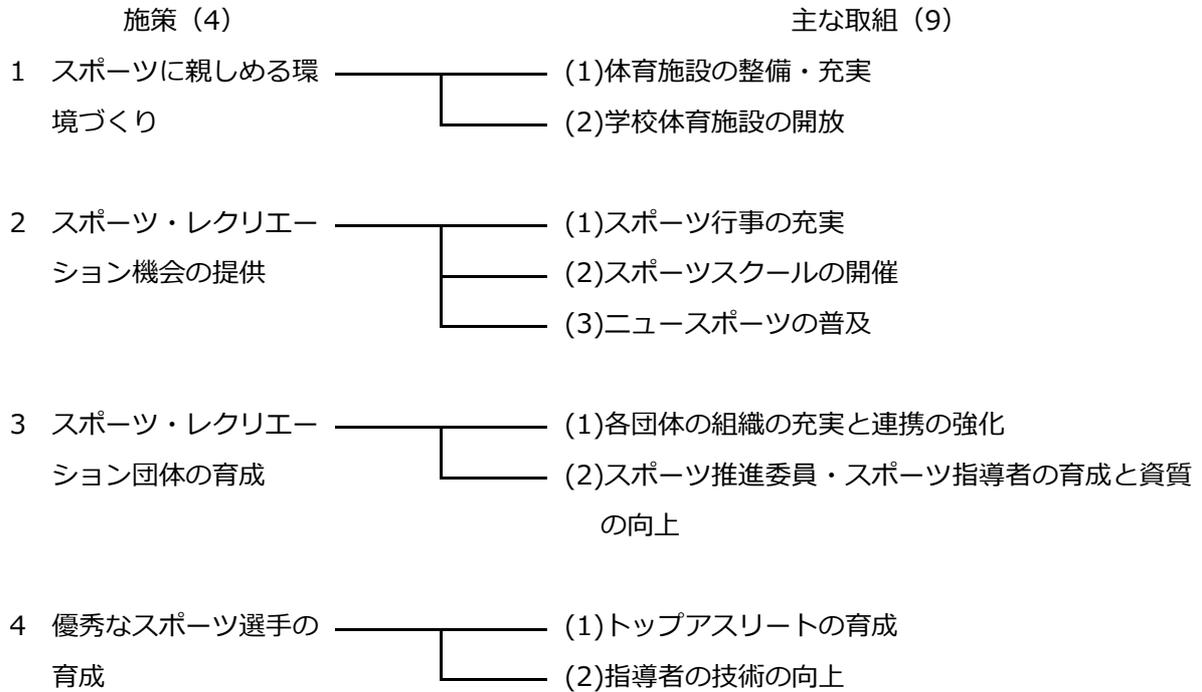
施策の体系

■ 基本目標Ⅲ 生涯学習の推進と文化活動の活性化



施策の体系

■ 基本目標Ⅳ 生涯スポーツの振興



基本目標Ⅰ 信頼される学校づくりの推進

施策 1 生きる力をはぐくむ学校教育の推進

現状と課題

近年、子どもたちの学習意欲、学力・体力の低下、規範意識の欠如などが指摘されています。本市の児童生徒の学力は、埼玉県小・中学校学習状況調査や教育に関する3つの達成目標の学力調査結果によると、基礎的な学力は定着していると考えられます。しかし、自分の考えをまとめ、表現する力など課題を解決するための応用力や発展的な学習について課題があると考えられます。

これからは、学んだ知識や技能を活用するための思考力、判断力、表現力等を育むとともに、子どもたちに学習に対しての目的意識や興味・関心をもたせ、学習意欲を向上させることが必要です。

また、児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、主体的に進路選択ができるよう、進路指導を中心として指導・支援することが重要です。平成24年度の埼玉県学習状況調査の児童生徒質問紙調査結果によると、「将来の夢や目標をもっている」子どもの割合が小学生79.4%に比較し、中学生43.1%と大きく減少している現状があります。児童生徒が、社会での職業や勤労及び学習や諸活動に積極的に関わる関心や意欲を高める指導・支援が必要です。

施策の方向性

- 特色ある教育を推進し、確かな学力・豊かな心・健康や体力の育成を図ります。
- 学習指導要領に基づく教育課程の円滑な実施に努め、児童生徒に基礎的な学力とともに応用力や発展的な学力を身に付けさせます。
- 学校教育全体を通じて道徳教育・生徒指導を推進できるよう、全校的な指導体制を充実させます。
- 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する支援体制を整えます。
- 進路指導・キャリア教育を計画的、組織的かつ系統的に進め、将来働くことについて、意欲や関心がもてるように、学校・地域・事業所が一体となって、実際の職場での体験活動を推進します。
- 学校において、健康教育と体力・運動技能を高める授業、運動部活動の充実を図ります。

主な取組

(1) 確かな学力をはぐくむ特色ある教育の推進

- ・「学びあい・認めあい・高めあい」実践活動事業を推進することにより、教育に関する3つの達成目標の具現化に向け、学力・体力の向上、規律ある態度の育成を図ります。
- ・アドバンススクール事業として、各学校から教育活動の研究・開発に係る企画提案を募集し、優れた提案についての取り組みを支援します。

(2) 豊かな心をはぐくむ道德教育・生徒指導の推進

- ・豊かな心をはぐくむ道德教育の充実や校内生徒指導体制の確立による積極的な生徒指導を推進します。
- ・様々な体験活動をとおして、豊かな心と自立する心を育て不登校対策を推進します。
- ・多様な読書活動の推進による豊かな心の育成や「適応指導教室事業」「いじめ・心の悩み相談室事業」などの充実による教育相談活動を推進します。

(3) 特別支援教育の推進

- ・特別支援学級及び通常学級の特別支援教育を充実します。
- ・発達障がい等早期支援対策事業を推進します。
- ・「羽生市児童生徒介助員事業」による学習支援教育を充実します。

(4) 進路指導・キャリア教育の推進

- ・小学校からの進路指導・キャリア教育の推進による勤労観・職業観を育成します。
- ・「職場体験事業」「ふれあい講演会事業」を充実します。

(5) 健康や体力をはぐくむ教育の充実

- ・体育・保健体育の授業や食育などの健康教育の充実により子どもたちの健やかな体をはぐくみます。
- ・「部活動振興事業」による体づくりを推進します。
- ・外部指導者による部活動支援を充実します。

(6) 小中一貫教育の推進

- ・9年間の発達段階に応じた教育活動のカリキュラムや指導体制の充実を図り、子どもたちの学力・体力の向上を推進します。

基本目標Ⅰ 信頼される学校づくりの推進

施策２ 教師力・学校力の向上

現状と課題

学校をめぐっては、教職員の世代交代の大きな波が押し寄せており、50歳代のベテラン教員の大量退職に伴い、若手教員の割合が年々増加しています。羽生市においても平成25年4月現在では、全教職員の約30%が3年次以下の若手教員という現状があります。これらの若い教員の指導力の向上と教師としての使命感や豊かな人間性の育成は、学校現場に求められる急務の課題となっています。また、学校の中核となるべき中堅のさらなる指導力向上も必要です。

これらの課題を解消し、教師力・学校力を向上させるためには、経験豊かなベテラン教員による指導力の伝承が強く求められています。

※ 教師力…教師の力量

※ 学校力…学校の教育力

施策の方向性

- 「研究委嘱事業」や「平成の田舎教師育成塾事業」など教員の研修を充実させることにより、教員の指導力向上を図ります。
- 学校評価及び人事評価制度を有効に活用し、学校の教育活動の活性化を図り人材の育成を進めます。
- 学校支援事業を実施し、人材育成の面からの学校への支援体制を整えます。

主な取組

(1) 教職員の研修の充実

- ・指導方法などの研究を各学校に委嘱し、教職員の資質の向上を図るための「研究委嘱事業」の充実を図ります。
- ・経験豊富な指導者による研修「平成の田舎教師育成事業」を推進し、若手教員の指導力の向上を図ります。

(2) 評価制度の充実

- ・人事評価制度に関する研修会等の充実を図り、学校評価の実施と積極的な公表への支援を行います。

(3) 学校支援の充実

- ・指導主事学校担当制による「指導主事学校100回訪問」等を実施し、学校支援を充実します。
- ・教職員のICT指導力の向上及び学校ICTの環境を整備し効果的な活用を図ります。

※ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology の略）



基本目標Ⅰ 信頼される学校づくりの推進

施策3 学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり

現状と課題

信頼される学校づくりの推進のためには、学校・家庭・地域の三者協働による学校づくりが必要不可欠です。こうした中において学校は、情報発信型の学校を目指しつつ、リーダーシップをとりながらも、三者相互の連携をより強固にしていく必要があります。

本市においては全小中学校に学校応援団が組織され、「スクールボランティア事業」「地域人材活用事業」等により、学習、安全、環境等の面で学校をサポートする体制が確立し、家庭・地域の連携に寄与しています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に向け、開かれた学校づくりにも取り組んでいます。具体的には、各校において、学校の質の向上を目指し、効果的に学校評議員会、学校関係者評価委員会を開催し、学校の現状を公開しつつ地域の意見も学校教育に反映させています。

このようにして、地域を巻き込みながら、絆を大切にし、学校をよりよくしていくための学校・家庭・地域の三者協働の取組の充実を推進しています。

施策の方向性

- 学校・家庭・地域の三者協働による学校づくりに向け、今後も開かれた学校づくりを推進します。
- 学校・家庭・地域の関係をより強固にしながら、三者連携による三位一体の教育活動の充実を図ります。
- 学習活動、安全・安心の確保、環境整備の充実に向け、保護者や地域住民の参加を積極的に推進し、地域の教育力を生かした学校づくりを行います。

主な取組

(1) 開かれた学校づくりの推進

- ・教育情報を積極的に公開します。
- ・学校評議員会、学校関係者評価委員会を充実します。

(2) 三者連携による教育活動の充実

- ・P T Aと連携し家庭学習習慣の確立を図ります。
- ・学校・家庭・地域が一体となった歯科保健活動、あいさつ運動等を充実します。
- ・朝ごはん摂取の成果を生かし、その他の基本的な生活習慣の確立を、家庭・地域と連携して行い、学力の向上に繋がります。

(3) 学校応援団の推進

- ・「学校応援団」の活動を通じて、各学校における学習活動、安全・安心の確保、環境整備等のボランティアとしての保護者や地域住民の参加を積極的に推進します。

※学校評議員

教員以外で、学校運営に関して意見を述べる者。

※学校関係者評価委員

教員以外で、教育活動の観察や意見交換等を通じて、学校の自己評価の結果について評価を行う者。



学校応援団による学習活動

基本目標Ⅰ 信頼される学校づくりの推進

施策４ 学校給食の充実と食育の推進

現状と課題

戦後子どもたちの食生活は、飛躍的に向上していると言われていますが、偏食や肥満の児童生徒の増加など子どもを取り巻く「食」に関わる問題が広く指摘されています。特に近年は朝食の欠食やひとりで食事をとったりする子どもの増加等、家庭生活のあり方が大きく変化しており、基本的な生活習慣と言われる食生活上の問題が深刻化しています。

このような状況のもと、「給食」を通して正しい食事のあり方や、自分の体は自分で守ることの意識を高めることなど、食育の役割がますます重要になっています。

施策の方向性

- 栄養教諭による食育授業を推進し、児童生徒や保護者の食生活と食習慣に関する態度や意識を高めます。
- 朝食の欠食を解消することを重点課題とし、学校・家庭・地域が連携し食育の推進を図ります。
- 安全・安心な学校給食の提供のため、施設・設備整備の充実を図ります。
- 学校や家庭・地域と連携し、学校給食の充実と学校給食センターの円滑な運営を図ります。



羽生市学校給食センター

主な取組

(1) 安全・安心な学校給食の推進

- ・羽生産の食材を使用した郷土色豊かな給食を提供して地産・地消を推進するとともに、栄養バランスのとれた安全で豊かな食事を提供します。
- ・食材の放射能物質検査を実施し、結果を市のホームページで公表します。
- ・エピペンの研修等、食物アレルギー対策を推進する。

(2) 食育の充実

- ・朝食をはじめとして食事を摂ることの大切さや、栄養バランスなどについて、児童生徒や保護者を対象とした食育を実施します。

(3) 学校給食試食会の実施

- ・一般市民や保護者等を対象に、学校給食への関心を深めていただき、家庭・地域・学校の連携による食育の推進を図ります。

(4) 学校給食センターの整備・充実

- ・老朽化した施設・設備の改修を計画的に実施します。



楽しい給食時間



栄養教諭による食育授業

基本目標Ⅰ 信頼される学校づくりの推進

施策5 教育環境の整備・充実

現状と課題

未来に向かって成長する子どもたちが、安心・安全な質の高い教育環境で学び、様々な体験を通じて生活することは、教育に不可欠な条件です。

児童生徒数の動向、校舎等の老朽化を踏まえた施設整備、快適な学習環境とともに円滑な学校運営ができる施設管理を行う必要があります。

また、効果的な学習指導のため、教材や図書の実ととも、情報化社会に対応した情報教育を推進するための教育機器を整備する必要があります。

幼稚園への就園及び小中学校への就学については補助制度の申請者が年々増加している現状にあります。経済的な理由等により教育の機会が失われないよう、保護者に対する支援制度が必要とされています。

施策の方向性

- 安全・安心で快適な学習環境のための施設等の整備を推進します。
- 学校図書館の資料や教材の整備を図り、情報教育を推進するための教育機器を整備します。
- 保護者の経済的な負担を軽減するため、就園・就学に対する支援を引き続き行います。
- 学校で扱う情報資産を安全に管理運用するため、教職員の情報モラルの向上や環境整備を行います。

主な取組

(1) 施設・設備の計画的な改修

- ・児童生徒の学習効果を高め、安心して学校生活を送ることができるように、老朽化した教育施設・設備の改修を計画的に実施します。
- ・施設の安全を高めるため、非構造部材の耐震化に取り組みます。

(2) 教材、図書等の整備推進

- ・学校図書館図書標準の達成に向けた小中学校の図書館の資料や、教育活動を充実させる教材を整備します。
- ・教育機器（ICT機器）を用いて教職員が効率よく授業を行える環境づくりを推進します。

(3) 幼稚園就園・就学に対する支援

- ・保育料の減免を行う私立幼稚園に対し補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- ・経済的に就学困難な児童生徒、特別支援学級へ通学する児童生徒の保護者に対し、小中学校への就学に必要な費用の一部を援助します。

(4) 情報セキュリティ対策の推進

- ・全教職員を対象に「情報セキュリティ研修会」を開催し、情報セキュリティに対する教職員の理解の浸透を図ります。
- ・データ紛失のリスクを回避するため、センターサーバーによる情報資産の一括管理を引き続き行います。



大規模改修後の教室

基本目標Ⅰ 信頼される学校づくりの推進

施策6 安全・安心な学校づくり

現状と課題

近年、交通事故、自然災害、犯罪による被害等、日常生活のあらゆる場面で事件・事故災害が起きており、多くの危険が児童生徒を取り巻いている現状にあります。

本市においても、児童生徒に関する交通事故が発生し、特に自転車での交通事故が多く、課題となっています。不審者情報もあり、安全・安心が危惧されています。このように多岐にわたる課題を学校だけで解決を図ることは難しい状況にあります。そこで、地域の力も借りながら、課題解決に向けた取組をする必要があります。

さらに、異常気象に伴う自然災害や地震等の自然災害も危惧されています。そのため、児童生徒が危険回避能力を身に付け、万が一のとき、自分の身は自分で守ることができるよう、支援や指導をすることが求められています。

同時に、より安全な学校づくりを推進するため、学校安全計画の策定や危険等発生時の対処要領の策定、施設、設備の安全点検の徹底も引き続き行っていくことが重要となっています。

施策の方向性

- 学校において常に安全・安心な状態が維持され、児童生徒の安全が十分確保されるよう、学校の実態に応じた防災マニュアルを作成します。
- 児童生徒の安全・安心への意識を高め、児童生徒の危険回避能力の育成等に向けた防災教育を行います。
- 児童生徒の防犯・交通安全教育を進めるとともに、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

主な取組

(1) 防災マニュアルの見直し

- ・児童生徒の安全を確保するために、各校の実態に応じて防災マニュアルの見直しを図り、避難訓練を実施します。

(2) 防災教育の充実

- ・地域の自然環境、災害や防災についての正しい知識と的確な判断を身に付け、状況に応じて適切な行動がとれるように防災教育の充実に努めます。
- ・緊急地震速報を活用した避難訓練等、より実践に近い訓練を緊迫感と危機意識をもって実施します。

(3) 地域ぐるみの学校安全体制の整備

- ・関係機関とも連携を図りながら、児童生徒の防犯・交通安全教育を進めるとともに、PTAとの協力による通学路の安全点検、スクールボランティアによる登下校の安全確保など、家庭や地域との連携を深め、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。



避難訓練

基本目標Ⅰ 信頼される学校づくりの推進

施策7 高等教育機関等との連携

現状と課題

本市では、「羽生市学びあい夢プロジェクト事業」を進め、市内にある短期大学と特色ある5つの県立高校、中学校、小学校、保育所、保育園が連携して教育交流を図り、子どもたちの学びの場を広げ、健やかな成長を育んでいます。

本市の教育を一層推進するためには、高等教育機関等と小中学校とのネットワーク（情報・人材等）を強化し、また高等教育機関等における開かれた学校づくりの推進による市民への多様な学びの場の提供が必要とされています。

施策の方向性

- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえた学校教育を推進するため、小学校と保育所・幼稚園の円滑な接続を目指します。
- 中学校と高等学校が一層連携し、双方の円滑な交流や相互理解、授業改善や教員の指導力向上に向けた取り組みを図ります。
- 学校がもつ専門的な教育力や施設、多様な学びを積極的に市民に提供し、市民の生涯学習活動の向上に寄与します。

主な取組

(1) 学びの場の提供

- ・羽生市内の児童福祉施設、幼稚園、保育園、保育所、小学校、中学校、県立高校、短期大学、および関係教育機関が連携して教育交流を推進し、幼児・児童・生徒・学生の学びの場を広げ、健やかな成長を図ることを目的に、「羽生市学びあい夢プロジェクト事業」を推進します。

(2) 専門的教育の連携・促進

- ・各校がもつ専門的な教育力や施設を積極的に市民に提供するため、県立高校の農業体験講座や短期大学のオープンカレッジ、学生による補習・出前講座などと連携を図り、多様な学びの場の提供を促進します。



大学生との教育交流

基本目標Ⅱ 人権を尊重する教育の推進

施策 1 学校における人権教育の推進

現状と課題

近年、様々な偏見や差別、いじめ、児童虐待などの人権問題が後を絶たず、インターネット上での個人に対する誹謗や中傷等、人権問題は複雑化、多様化しています。

本市においては、教育行政重点施策の中に「人権を尊重する教育の推進」を掲げ、同和問題をはじめ様々な人権問題に正しく対処できる児童生徒の育成を目指してきました。学校では、人権教育全体計画や年間指導計画をもとに、あらゆる教育活動をとおして人権教育を推進しています。その結果、相手を思いやる心が育ち、人権問題に対する知的理解も進んできました。

しかし、知的理解はできても、それが具体的な態度や行動に結びついていないことが人権教育上の課題であり、特に、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性等の育成が必要です。さらに、個別の人権課題（女性、子ども、高齢者等）の学習によって豊かな人権感覚を育む必要があります。

施策の方向性

- 人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする子どもたちを育成します。
- 人権教育の課題を明確にし、全教育活動を通じて組織的、計画的に人権教育を推進します。
- 指導内容・指導方法を工夫、改善し、発達段階に応じた人権教育を推進します。
- 学校等、家庭、地域が連携して人権意識の高揚を図ります。

主な取組

(1) 全体計画・年間指導計画による着実な実践

- ・ 幼児、児童生徒及び地域の実態を把握し、様々な人権課題を解決するための具体的な目標を設定し、人権教育の全体計画を作成します。また、年間指導計画の作成にあたっては、人権教育の視点を明確に位置付けます。
- ・ 人権教育推進委員会を設置し、人権教育の具体的な内容及び教職員の研修等を組織的に進めていきます。

(2) 教職員の研修の充実

- ・ 人権教育の実施にあたっては、人権教育に関わる教職員研修を計画的・継続的に実施し、教職員の指導力向上を図ります。
- ・ 管理職人権教育研修会、人権教育担当者現地研修会、人権教育研究集会等を計画的に実施するとともに、北埼玉地区人権教育研究集会へ積極的に参加します。

(3) 指導内容・指導方法の工夫、改善

- ・ 人権教育を実施するにあたっては、子どもの発達段階に応じた実践的な研究を行うとともに、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習等、子どもの主体的な学習活動を促す指導内容・指導方法について工夫、改善します。
- ・ 小学校6年生や中学校社会科での身分制度についての学習では「明るい展望に立った歴史学習」の視点で学習を進めていきます。

(4) 学校等、家庭、地域相互の連携

- ・ P T A活動や保護者会を通して、学校等における人権教育への取り組みを促進し保護者の人権感覚を育成します。
- ・ 家族愛や親子のふれあいの大切さを呼びかけるとともに、積極的に情報を提供して相談の機会を設け、家庭との連携を密にします。
- ・ 学校等で発行する通信や保護者向け人権啓発資料を通じた情報提供や学校開放等を積極的に実施し、学校等、家庭、地域の連携を強化します。

基本目標Ⅱ 人権を尊重する教育の推進

施策２ 社会教育における人権教育の推進

現状と課題

本市では、人権教育を推進するために「人権教育指導者研修会」、「人権教育研修会」等を実施し、また、「人権作文集」及び「人権標語」を各学校や公共施設へ配布する等の事業を展開してきました。その結果、人権問題に対する理解は着実に広がっていると認識しています。

しかしながら、インターネット上での個人に対する誹謗・中傷、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による災害時における人権への配慮、戸籍謄本などの不正取得による身元調査等、新たな人権問題も発生しております。

差別意識や偏見をなくし、各種の人権問題の解決を図るためには、市民一人一人が人権尊重の理念を正しく理解し、お互いを思いやり豊かな人権感覚を身につけ、様々な人権問題を解決しようとする積極的な態度を育てることが重要です。

施策の方向性

- 市民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身につけ、人権を尊重し合う共生社会の実現に努めます。
- 生涯学習の視点に立った人権教育を推進します。
- 人権教育の基盤をつくるために家庭教育を充実します。
- 人権教育を推進するための指導者を養成します。
- 市民が人権問題について学習する機会を充実します。
- 地域に根ざした人権教育を推進します。

主な取組

(1) 生涯学習の視点に立った人権教育の推進

- ・人権教育は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とし、自己の実現や活力ある地域社会づくりのため継続的に行います。

(2) 人権教育の基盤をつくるための家庭教育の充実

- ・家庭教育は、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断等の基礎を育む重要な場であることの認識を持てるようにします。
- ・豊かな人権感覚が身に付くように、家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報を提供します。

(3) 人権教育を推進するための指導者の養成

- ・日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権感覚を身に付け、地域において人権課題の解決に向け先頭に立って人権教育を実施することのできる指導者を養成します。

(4) 学習機会の充実

- ・豊かな人権感覚が身に付けられるような「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の実施や身近な人権問題についての意見交換を行う等、創意工夫した学習を実施します。

(5) 地域に根ざした人権教育の実施

- ・子ども学習会、中学生学級、成人・女性・高齢者教養講座等の充実を図ります。
- ・人権教育関係機関、学校、企業等の連携を図ります。



羽生市人権教育指導者研修会

基本目標Ⅱ 人権を尊重する教育の推進

施策3 ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進

現状と課題

障がいのある人が自らの意志で自由に生活するには、様々な障壁があります。障がいのある人に対する偏見や差別の問題、働く場が十分に確保されていないことや障がいのある人の入居・入店拒否、家庭内あるいは施設や医療機関での身体拘束や虐待等の問題が指摘されています。障がいに対する正しい認識と理解をもち、障がいのある人もない人も共に生きる仲間という関係を構築することが共生社会を実現する上での課題です。

施策の方向性

- 「ノーマライゼーション」の理念の下、それぞれの意欲や能力に応じて雇用の機会が保障され、自由に活動し、生活できる社会の実現と障がいのある人の人権を尊重する社会づくりに努めます。
- 共生社会の実現に向けて、特別支援教育を着実に推進します。
- 就学支援・各種相談活動体制の充実を図ります。
- 特別支援学校と連携の下、障がいのある児童生徒が、通常学級に入り、ともに学ぶ支援を積極的に推進します。



小学校特別支援学級合同学習会

主な取組

(1) 就学支援・相談活動体制の充実

- ・特別支援教育においては、教職員の専門性や指導力の向上を図り、一人一人の障がいの状態、能力及び特性等に応じた指導の充実を図ります。
- ・障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、幼稚園、保育所(園)、小・中学校における交流及び共同学習を実施します。
- ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通じて、特別支援教育を推進します。
- ・特別支援学校と連携し、障がいのある児童生徒が、通常学級に入る等ともに学ぶ支援籍を積極的に推進します。
- ・個別の教育的ニーズに応えるための、多様で柔軟な仕組みを整備していきます。

(2) 家庭、地域における学習の推進

- ・学校等、家庭、地域の連携を図りつつ、障がいのある人の自立と社会参加を促進する学習を推進します。
- ・障がいのある人に対する理解を深め、福祉の問題等への理解を図る学習機会を提供します。

※ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるという考え方。

施策 1 市民の学習機会の充実

現状と課題

本市においても少子高齢化が進行し、社会の活力低下が心配されています。増加する高齢者をはじめとした、あらゆる世代の方たちが生きがいを見つけ、それを社会に役立てていくことによって、社会の活力を維持していくことが大切です。

本市では、いつでも、どこでも、誰もが気軽に参加できる、また学ぶことのできる機会を今後も提供し、さらに自主的な生涯学習活動が活発になるよう支援していくとともに、市民の学習成果が地域へ還元され地域における学びの循環が図られることが必要です。

施策の方向性

- 団塊の世代に代表される熟年世代をはじめ、市民にボランティアなどの地域・社会活動への参加のきっかけを提供する、学習の機会を充実します。
- 市民の多様なニーズを的確に把握し、それに応じた生涯学習プログラムの提供に努めます。
- 公民館等と連携し、各種の学級・講座等の充実に取り組みます。



高齢者大学講座

主な取組

(1) 各種学級・講座の充実

- ・市民のもつ知識や技能、教育機関、民間企業等のもつ教育機能など地域における教育力を活かし、学習機会の充実に努めます。

(2) 家庭教育の支援

- ・学校や地域、ボランティア等と協力して子どもの成長段階に応じた対応がとれるよう、体制づくりを進めます。
- ・家庭教育学級や親の学習講座等を開催し、親同士の学びあいや仲間づくり等の交流の促進を図ります。

(3) 市民クラブ・サークル等の支援

- ・市民による自主的な学習活動を支援し、自ら集い、共に学んでいけるよう、学習の中心となる指導者等の人材の育成に努めます。

(4) 社会教育の啓発・普及・育成

- ・誰もがわかりやすい学習情報の提供に努めるとともに、団体、グループ、サークルの社会教育活動を支援します。

(5) 生涯学習事業の充実

- ・現代的課題に対応した生涯学習事業を推進します。また、各種計画や事業の進捗状況を適切に把握するとともに、生涯学習推進に係る組織の連携と協力体制の充実に努めます。



親の学習講座



団塊世代支援講座

基本目標Ⅲ 生涯学習の推進と文化活動の活性化

施策２ 生涯学習環境の整備・充実

現状と課題

公民館は市民に最も身近な学習施設としてまた、学習情報の提供の場としても多くの市民に利用されています。また、生涯にわたる学習活動を推進するため、公民館等の生涯学習施設では各種の講座を開催しています。教育の振興は社会全体で取り組む必要があり、特に地域の教育力を高め、教育活動の振興を進めるために、公民館講座の開催が必要です。

また、市民が安心して使用できるように各施設の耐震診断・耐震補強工事に努めるとともに、高齢者や体の不自由な方に快適で優しい施設を目指し、障がいのある人にも対応できる施設としてバリアフリー化等の施設整備も急務となっています。

施策の方向性

- 生涯学習活動の拠点となる生涯学習施設の適切な維持管理に努めます。
- 老朽化した施設の計画的な整備を推進し、学習しやすい環境の提供に努めます。
- また、市民の生涯学習活動を援助するため、市のホームページ等を活用した学習情報の提供を積極的に推進します。



羽生市中央公民館



羽生市産業文化ホール

主な取組

(1) 生涯学習拠点施設の整備

- ・ 公民館の耐震改修や公民館図書の充実、文化ホール等の計画的な改修と維持管理を実施します。
- ・ 障がいのある人も安心して学習できるようバリアフリーへの対応について、検討していきます。

(2) 学習成果を生かす場の提供

- ・ 公民館の文化祭において、サークル活動等での作品や舞台発表の機会を設けるなど、多くの人に学習の成果を発表できる機会を提供します。
- ・ 文化団体が自ら計画立案し活動や成果の発表ができるよう、発表の場の確保など文化団体の活動を支援します。



公民館文化祭



市文化祭



舞台芸術発表会

基本目標Ⅲ 生涯学習の推進と文化活動の活性化

施策3 図書館・郷土資料館の充実

現状と課題

現在の図書館は昭和61年に郷土資料館を併設して開館し、生涯学習の拠点施設として多くの市民に利用されてきました。

一方、近年においては少子高齢化や高度情報化の進展等に伴い社会状況は大きく変化し、余暇時間の増大、活字離れ、子どもの読書力の低下など、図書館を取り巻く情勢も大きく変化しつつあります。

このような状況に対応するとともに、今後もますます多様化・高度化する市民の読書ニーズに的確に答えていくことが、図書館の大きな使命となっています。

また、郷土資料館においては、郷土羽生の歴史や文化に関する資料を収集・保存するとともに、企画展等を開催し郷土への関心や愛着を育む事業を実施しています。

今後は特に郷土の偉人等を広く紹介する教育普及活動について、より積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

- 図書館は、誰でもいつでも気軽に利用でき役立つ施設として、図書資料を充実するとともに施設環境も整備し、サービス向上を図っていきます。
- 図書館運営基本計画を策定し、当該計画に基づき、図書館運営を総合的かつ計画的に進めていきます。
- 郷土資料館は、郷土資料の調査・収集・保存・展示及び教育普及活動を積極的に推進し、郷土文化遺産の保護と活用、文化の伝承に取り組んでいきます。



羽生市立図書館・郷土資料館

主な取組

(1) 図書館サービスの充実

- ・子どもから大人まで、それぞれのライフステージやニーズに応える図書資料の整備及び充実を図り、市民の学びを支援します。
- ・市民参加の機会を増やし、ボランティアの育成を通して協働による図書館づくりを目指します。
- ・本に親しむイベントの開催等、図書館事業の充実に努めます。

(2) 幼児・子どもの読書環境の整備

- ・10ヶ月児健診時に絵本や図書館の利用案内を贈るブックスタート事業を推進し、家庭内で親子が本に親しむ環境づくりと図書館への来館を促進します。
- ・親子が本を通して触れ合う場を創出するため、「子どもお話し会」等の事業をより充実させます。

(3) 展示・講座の充実

- ・郷土の歴史や文化を物語る資料の収集・調査・保存及び通常・企画展示の充実を図ります。
- ・地域の歴史や文化を学ぶための出前講座の充実を図ります。



おはなし会



羽生市立郷土資料館 展示室

施策4 文化財の保護・活用と芸術文化の振興

現状と課題

本市は、旧石器時代から人々の生活の跡がたどれる長い歴史を持ち、多くの遺跡とともにさまざまな文化財が残されています。

しかし、近年の急激な時代の変化の中で、多くの文化財が消滅の危機にひんしており、それら豊富な文化的遺産の基礎調査を実施し、その把握と正当な評価に取り組んでいく必要があります。

また、国の天然記念物に指定されているムジナモの自生地については、存続が危ぶまれる厳しい状況にあり、野生復帰を目指した取り組みが必要です。

文化活動については、町の発展とともに、盛んに行われてきたことから、その拠点となる文化施設が充実しています。

近年、新たに文化活動に参画する若い世代の減少が課題となっており、ソフト面での充実と活用が必要です。

施策の方向性

- 文化財の調査・記録化を行い、指定を通じ保存のための措置を講じます。
- 文化財保護を円滑に進めるため、適切な体制を整備するとともに、啓発に努めます。
- 市民文化祭などの文化事業を関係団体と協働で実施するとともに、市民の芸術文化活動を支援します。



国指定天然記念物「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」

主な取組

(1) 文化財の調査、保護、管理と活用

- ・調査が十分に行われていない文化財については、その把握と基礎調査を実施します。
- ・文化財保護意識の醸成を図り、指定文化財を適切に管理します。
- ・活用のため、調査研究により得られた成果を、報告書の刊行、展示、講演会や講座により、情報発信していきます。

(2) 埋蔵文化財の保護、保存

- ・試掘及び発掘調査を実施し、埋蔵文化財の保護と各種開発の円滑な調整を図ります。

(3) 宝蔵寺沼ムジナモ自生地の保全

- ・宝蔵寺沼のムジナモは、自然環境の悪化により絶滅の危機に瀕しているため、保存管理計画を策定し適切に保全します。

(4) 文化活動への支援

- ・公開事業として行っている既存の文化活動を発展させることにより、市民が鑑賞できる機会の充実を図ります。

(5) 文化施設の充実

- ・文化施設の適切な維持管理に努め、市民が優れた文化芸術に触れる場や、市民の文化活動の場としての機能を発揮させます。



永明寺古墳（村君）



郷土芸能発表会

施策5 青少年の健全育成の推進

現状と課題

少子高齢化、核家族化や夫婦共働きの進行などに伴い、地域や家庭の教育力の低下が問題となっています。また、近年は情報通信技術の発達などにより、青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、非行の凶悪化やいじめ、不登校など様々な問題が世間を騒がせています。このため、子育て世代の家庭を孤立させず、地域全体で親や子どもたちを支えていくことが大切です。

また青少年健全育成のためには、豊かな体験や人と人とのかかわりの持つ場を意図的に設定していくことが必要であり、青少年育成団体への一層の支援や指導者の育成が望まれます。

施策の方向性

- 子育てについて学ぶ機会を設定するとともに、子育てに関する各種事業にかかわる地域の人材の育成を行っていきます。
- 青少年に対し体験活動と相互交流を促す事業を多く提供することで、子どもたちの創造性や積極性、社会性を養う機会を作っていきます。
- 青少年団体に対しては、財政的な支援だけでなく、団体活動や指導者育成のための支援を行っていきます。



わんぱくくらぶ活動

主な取組

(1) 青少年団体の活動支援

- ・ 青少年のリーダー育成、ボランティア活動や子ども会活動等の自主的活動を促進します。

(2) 青少年健全育成事業の実施

- ・ 青少年育成の各種事業の充実に努めます。
- ・ 学校、家庭、地域、PTA等の関係団体が連携し、青少年健全育成事業を推進します。



彩の国21世紀郷土かるた大会



青少年健全育成啓発活動



家庭教育研修会

基本目標Ⅳ 生涯スポーツの振興

施策 1 スポーツに親しめる環境づくり

現状と課題

日常生活で体を動かす機会が減少する中であって、体力の向上がストレスの解消、生活習慣病の予防、さらには地域の連帯感の醸成という観点からも、生涯にわたりスポーツに親しむことができる機会を拡充していくことが求められています。

本市では、スポーツ・レクリエーション推進のため、活動拠点となる市体育館・中央公園野球場・テニスコート・陸上競技場等・市内小中学校体育施設等において、体力増進や健康保持などについて、様々な取り組みを実施しています。

しかし、各施設及び器具の老朽化が進みつつある中、今後の修繕等を計画的に進めていく必要があります。

施策の方向性

- 利用者が安全・安心で快適に利用できるよう、施設の整備・充実に努めます。
- 誰もが健康で、生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指して、「羽生市スポーツ推進計画」を策定します。



羽生中央公園陸上競技場



地区グラウンド施設

主な取組

(1) 体育施設の整備・充実

- ・スポーツ施設及び器具の老朽化に対して、必要な修繕を実施し、安全で使いやすい設備を維持します。
- ・市民のニーズを踏まえて、適正な管理運営に努めます。

(2) 学校体育施設の開放

- ・学校施設に支障のない範囲でスポーツの利用ができるよう、市内小中学校の体育館を開放します。



メインアリーナ



サブアリーナ

基本目標Ⅳ 生涯スポーツの振興

施策２ スポーツ・レクリエーション機会の提供

現状と課題

スポーツ・レクリエーション活動は、現代社会におけるストレスからの開放や心のケア、体力の維持、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に極めて有効であり、市民の誰もが身近な場所で気軽にスポーツができる環境の整備が求められています。

本市では、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会として、各種スポーツ大会やスポーツスクール、ニュースポーツ出前教室等開催しています。

できるだけ多くの市民が、誰でも気軽に参加できるイベント等を開催していくため、市民一人一人のニーズに合わせたプログラムや情報の提供の充実が必要です。

施策の方向性

- スポーツ・レクリエーション機会の充実を図ります。
- スポーツ情報の提供を図ります。
- ニュースポーツの普及啓発を推進します。



ねらえ!!ムジナもん



カップインゴルフ

主な取組

(1) スポーツ行事の充実

- ・市民の健康・体力づくりを推進するため、各種スポーツ大会を開催し、さらに内容の充実を図ります。
- ・体育協会等の関係団体と連携し、スポーツ・レクリエーションの機会や各種情報を提供します。

(2) スポーツスクールの開催

- ・スポーツを始めようとするきっかけづくりとして、スポーツスクールを開催し、スポーツ・レクリエーション機会の充実を図ります。
- ・スポーツスクール受講者がスクール修了後も継続して、スポーツを行えるよう支援します。

(3) ニュースポーツの普及

- ・市民のだれもが、いつでも、どこでもできるニュースポーツとして、「フロアカーリング」や「ムジナもん体操」などを普及させるため、地域・学校・企業に紹介するとともに、出前教室や全国大会などを開催します。
- ・市の関係各課と連携を図りながら推進します。



フロアカーリング



ムジナもん体操

基本目標Ⅳ 生涯スポーツの振興

施策3 スポーツ・レクリエーション団体の育成

現状と課題

本市では、身近なスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、体育協会をはじめとする各種スポーツ団体が組織されており、活発な活動が行われています。

しかし、体育協会をはじめとするスポーツ関係団体は、全体的に、市民の加入人数が減少傾向にあります。

多様化・高度化するスポーツ・レクリエーションのニーズに応えるための指導者を養成し、活用を図り、スポーツ関係団体の充実を図ると共に連携を強化することが必要です。

施策の方向性

- 各団体が自主的に活発的に活動できるよう、指導者の育成や各団体に対して側面的な支援を行っていきます。
- スポーツ・レクリエーション団体の組織を充実させます。
- スポーツ推進委員及びスポーツ指導者の育成に取り組みます。

主な取組

(1) 各団体の組織の充実と連携の強化

- ・ 体育協会をはじめとする各種スポーツ団体との連絡調整を密にし、連携を図り、自主・自立した活動を支援します。
- ・ 団体相互の連携・協力を促進します。

(2) スポーツ推進委員・スポーツ指導者の育成と資質の向上

- ・ スポーツ推進委員及びスポーツ指導者の育成と資質の向上を図るため研修会を実施します。
- ・ 国・県開催の各種講習会への派遣や自主研修会の開催など、指導者の資質の向上を図ります。



スポーツ推進委員研修会



指導者講習会

基本目標Ⅳ 生涯スポーツの振興

施策４ 優秀なスポーツ選手の育成

現状と課題

児童生徒のスポーツ活動は、体育の事業を除けば、スポーツ少年団や運動部における活動が中心となっています。

少子化の進行や学校現場の多忙化や指導者の高齢化などにより、スポーツ少年団や運動部については様々な課題が生じています。

本市の選手が全国レベルの大会等において活躍することは、市民に夢と希望、そして誇りを与えるなど、スポーツへの関心を高め、スポーツの振興に資するものといえます。

今後も全国で活躍するような選手の育成を支援することが必要です。

施策の方向性

- 全国レベルの大会で活躍するトップアスリート及び未来のトップアスリートの育成を図ります。
- 優秀な指導者の育成を図ります。

主な取組

(1) トップアスリートの育成

- ・児童生徒が競技技術の向上とスポーツへの意欲を高めるとともに、将来のトップアスリートの育成につなげられるよう、専門的な知識・技術を持った優秀な指導者から直接指導を受ける機会を設けます。

(2) 指導者の技術の向上

- ・専門的な知識・技術を持った指導者による指導者講習会を開催することにより、指導者の技術向上に努めます。



元プロ野球選手による少年野球教室



プロ選手・大学生によるバスケットボール教室

第3章 計画の推進

1 計画の点検、評価の実施

本計画に掲げた施策を効果的かつ確実に実施するためには、定期的に進捗状況や効果等の把握をするとともに、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）という政策マネジメントサイクルにより計画を実行します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、毎年、事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表します。こうした取組により、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たしていきます。

[参考]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 数値目標等

○基本目標Ⅰ 信頼される学校づくりの推進

指標名	現況値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 30 年度)	説明
学校応援団の参加人数	8,785 人	10,000 人	市内小中学校全 14 校の学校 応援団活動に参加する人数
朝食欠食率	小学校 0.5% 中学校 1.9%	小学校 0.0% 中学校 0.0%	市内全小中学校（各学年 1 クラスを調査）児童生徒の 「朝ごはん」の欠食率

○基本目標Ⅱ 人権を尊重する教育の推進

指標名	現況値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 30 年度)	説明
人権感覚育成プログラム を活用している学校	8 校	14 校	人権感覚育成プログラムを 実践した学校数(市内小中 中学校全 14 校)
人権啓発事業への参加者 数	1,212 人	1,500 人	人権教育研修会、人権教育 指導者研修会、人権教育講 座の参加者数

○基本目標Ⅲ 生涯学習の推進と文化活動の活性化

指標名	現況値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 30 年度)	説明
公民館利用者数	138,000 人	152,000 人	年間の利用者数
家庭教育学級等への参加 者数	484 人	930 人	市が主催する講座への参加 者数
図書館貸出冊数	250,101 冊	265,000 冊	年間の図書等の貸出冊数
資料館来館者数	15,275 人	20,248 人	年間の企画展示及び通常展 示の来館者数

○基本目標Ⅳ 生涯スポーツの推進

指標名	現況値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 30 年度)	説明
市内体育施設利用者数	262,235 人	270,000 人	市体育館・中央公園運動施設・小中学校体育館・地区夜間照明施設の利用者数
スポーツ・レクリエーション事業の参加人数	12,607 人	13,000 人	1 年間で市が主催する事業に参加した人数
スポーツ・レクリエーション団体登録者数	4,828 人	5,000 人	体育協会（小中体育連盟除く）・レクリエーション協会・スポーツ少年団・スカイスポーツ協会への登録者数

資料

策定の経緯

(1) 教育振興基本計画策定会議での審議

本計画に幅広い意見を反映させるため、教育振興基本計画策定会議を設置し、13人の委員を委嘱して平成25年7月から計4回にわたり会議を開催しました。また、策定会議の下部組織として、教育委員会各課職員8人で組織する教育振興基本計画作業部会で、計画原案の作成等を行いました。

(2) 市民からの意見募集

羽生市パブリック・コメントに関する要綱により、上記策定会議で作成した計画（案）を平成26年1月にホームページ等で公開し、市民等からご意見を募集しました。

(3) 教育委員会会議での議決

平成26年3月の教育委員会定例会において、計画の最終案を議決し、計画が成立しました。

策定委員会 -----

平成25年 7月	第1回羽生市教育振興基本計画策定会議
平成25年 9月	第2回羽生市教育振興基本計画策定会議
平成25年11月	第3回羽生市教育振興基本計画策定会議
平成26年 3月	第4回羽生市教育振興基本計画策定会議

作業部会 -----

平成25年 7月	第1回羽生市教育振興基本計画作業部会
平成25年 9月	第2回羽生市教育振興基本計画作業部会
平成25年10月	第3回羽生市教育振興基本計画作業部会

羽生市教育振興基本計画策定会議設置要綱

平成24年5月24日
教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき羽生市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、羽生市教育振興基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、計画案を策定し、羽生市教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 策定会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから15名以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 羽生市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の代表者
- (3) 小中学校PTAの代表者
- (4) 市職員
- (5) 関係機関又は関係団体の代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画案の羽生市教育委員会への提出をもって終了する。

(報酬等)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。

(会長及び副会長)

第6条 策定会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 策定会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第8条 策定会議は、計画案の作成に関し必要な事項を調査、検討するため、

作業部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 策定会議の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、策定会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年5月25日から施行する。

羽生市教育振興基本計画策定委員名簿

(敬称略)

選出区分		氏 名
(1)	識見者	伊藤 道雄
		栃金 幸男
		◎ 小磯 正
(2)	小中学校代表者	廣瀬 仁郎
		○ 角屋 房男
(3)	P T A代表者	千葉 康弘
(4)	市職員	斉藤 英夫
		栗原 利夫
		池澤 一記
		甲山 浩
		橋本 直樹
(5)	関係団体等	岡戸 道雄
		中島 勇

◎委員長 ○副委員長

羽生市教育振興基本計画

平成 26 年 3 月

発 行 羽生市教育委員会（学校教育部教育総務課）

〒348-8601 羽生市東 6 丁目 15 番地

TEL 048-561-1121（代表）
